【令和元年度川崎市政策・調整会議】

件 名:「川崎市社会的養育推進計画」(案)の策定について

日 時:令和元年11月12日(火) 11:20~11:25

場 所:第3庁舎18階 大会議室

●付議理由

法改正や社会環境の変化等を踏まえ、平成27年に策定した「川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針」を見直し「川崎市社会的養育推進計画」を策定し、専門的支援を必要とする児童・家庭への支援や代替養育体制の確保等の取組をより一層推進するため。

●付議概要

「川崎市社会的養育推進計画」(案)の策定について

川崎市社会的養育推進計画の策定に向けて、主な考え方を案として取りまとめ、広く市民 意見を募集する。

1 現状と課題

児童虐待相談・通告件数や一時保護児童数等は増加傾向にあり、児童福祉法及び 児童虐待の防止等に関する法律に基づき、養育支援や児童虐待等の予防、代替養育 体制の確保等を図る必要がある。

2 計画の期間

第1期 R2 (2020) ~R3 (2021)、第2期 R4 (2022) ~R7 (2025)、第3期 R8 (2026) ~R11 (2029)

- 3 計画の考え方と主な施策
 - I 専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実
 - ・児童相談所体制強化に向けた取組の推進
 - ・区における児童家庭相談支援機能の充実
 - Ⅱ 代替養育を必要とする児童への支援の充実
 - ・「養育里親」及び「養子縁組里親」への支援体制の充実
 - ・施設の高機能化・多機能化・地域分散化の推進
 - Ⅲ 本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進
 - ・発達に課題を抱える児童や心理面でのケアが必要な児童の増加を踏まえた施設定 員の確保
 - ・児童が可能な限り家庭環境で養育が受けられるよう里親登録数を確保

●結論

案のとおり了承。